
令和4年 第3回 築上町議会定例会会議録 (第5日)

令和4年9月20日 (火曜日)

議事日程 (第5号)

令和4年9月20日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第68号 令和4年度築上町一般会計補正予算 (第5号) について
- 日程第2 議案第69号 令和4年度築上町水道事業会計補正予算 (第2号) について
- 日程第3 認定第1号 令和3年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 認定第2号 令和3年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 認定第3号 令和3年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第4号 令和3年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第5号 令和3年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第6号 令和3年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第7号 令和3年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第8号 令和3年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第9号 令和3年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第70号 築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第71号 築上町議会議員及び築上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第72号 農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第73号 築上町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第74号 町道路線の変更について
- 日程第17 議案第75号 町道路線の廃止について
- (追加分)
- 日程第18 議案第77号 工事請負契約の締結について

日程第19 常任委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第68号 令和4年度築上町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第2 議案第69号 令和4年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第3 認定第1号 令和3年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 認定第2号 令和3年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 認定第3号 令和3年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第4号 令和3年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第5号 令和3年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第6号 令和3年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第7号 令和3年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第8号 令和3年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第9号 令和3年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第70号 築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第71号 築上町議会議員及び築上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第72号 農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第73号 築上町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第74号 町道路線の変更について
- 日程第17 議案第75号 町道路線の廃止について
- (追加分)
- 日程第18 議案第77号 工事請負契約の締結について
- 日程第19 常任委員会の閉会中の継続調査について
-

出席議員（14名）

1番 江本 守君	2番 吉原 秀樹君
3番 北代 恵君	4番 宗 晶子君
5番 丸山 年弘君	6番 池永 巖君
7番 鞆野 希昭君	8番 工藤 久司君
9番 武道 修司君	10番 池亀 豊君
11番 田村 兼光君	12番 信田 博見君
13番 田原 宗憲君	14番 塩田 文男君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 西田 哲幸君	次長 横内 秀樹君
書記 小野 聖佳君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	新川 久三君	副町長 ……………	八野 紘海君
教育長 ……………	久保ひろみ君		
会計管理者兼会計課長 ……………			石井 紫君
総務課長 ……………	椎野 満博君	企画財政課長 ……………	元島 信一君
まちづくり振興課長 ……	桑野 智君	人権課長 ……………	樽本 知也君
税務課長 ……………	田村 貴志君	子育て・健康支援課長 ……	吉川 千保君
保険福祉課長 ……………	種子 祐彦君	産業課長 ……………	古市 照雄君
建設課長 ……………	神崎 秀一君	都市政策課長 ……………	首藤 裕幸君
上下水道課長 ……………	福田 記久君	住民生活課長 ……………	武道 博君
学校教育課長 ……………	鍛冶 孝広君	生涯学習課長 ……………	尾座本三雄君
農業委員会事務局長 ……	北代 幸介君	代表監査委員 ……………	小出 正貴君
監査事務局長 ……………	脇山千賀子君		

午前10時00分開議

○議長（武道 修司君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は14名です。定足

数に達していますので、本日の会議を開きます。

議事に入る前に、町長より行政報告の申出がありましたので、これを許します。新川町長。

○町長（新川 久三君） 皆さん、おはようございます。急に、ちょっと会期中に起こった形でございますけれども、保育士の飲酒運転が、これは警察のほうで逮捕されたということです。

令和4年9月16日の金曜日の午後10時頃、当町の保育士ということで、これは会計年度職員の中の、いわゆる常勤職員が年休等を取ったときに代替する職員で、補助職員という形で雇用しておる形で、非常勤の職員でございますけれども、逮捕されたということで、これはインターネット、それからテレビでも報道されました。ちょっとこれを皆さんに報告をしなければならないと、このように考えておる……。

そして、この保育園は、そらいろ保育園の代替、補助職員ということでございますが、すぐに保護者には、皆さんにこの旨を深くおわびするというので、文書をそれぞれ配付をしたと、このような形で対応しているところです。

なお、今後、絶対こういうことはあってはならん、飲酒運転ということはあってはならないということで、強くまた職場の徹底をしていくということで、このような形にならないようにしていかなければならないと考えておるところでございます。

町民の皆さんにも、ちょっと皆さんが聞かれたときには、こういう形で飲酒運転だったということで、非常にもう泥酔しておったというような状況のようでございます。アルコール度が9ということで、非常に強いアルコールが検出されたと、まだ詳細については警察のほう等まだ、聞きに行っていないので教えてもらえませんですけど、また分かり次第、対応を考えていきたいと、このように考えておるところでございます。

それから、もう一点は、おとといから昨日にかけての台風14号の関係でございますけど、非常に心配をしておりましたけれども、鹿児島上陸してからは勢力が弱まったということで、まあ、しかし、雨風が激しゅうございました。

基本的には、寒田地区で時間雨量88ミリというふうなことで相当な雨量、そして城井川の馬渡橋で、ここでは危険水域を超えたというふうな形で、大分心配しましたけれど、危険水位を超えてから少しずつ下がりだしたということで、安堵しておりましたけど。そして避難も相当ございました。

避難所設置は、本庁とソピアが18日の10時半に開設いたしまして、本庁については21世帯34名、それからソピアについては31世帯58名ということの避難がありまして、そしてなお、まだ避難がちょっと本庁にもう入り切れなくなったということで椎田中学と、それから築城においては、それから椎田中学、そして葛城小学校、西角田小学校、上城井小学校、下城井小学校、築城福祉センターということで避難所を開設しましたけれども、入ったところは椎田中学校と、

それから葛城小学校、それから築城福祉センターに1名入ったという状況でございまして、昨日の避難所については11時40分をもって避難所を閉鎖したと、こういう状況でございます。

そしてあと、被害については若干小規模な倒木と、それからちっちゃな土砂流出は見られますけど、大きい被害はございませんでした。

それから、停電が主に船迫地区、約60戸が停電したという、こういう報告が入っておるところでございます。そして、県道に通行止め、寒田線が一時通行止めということで、現在では復旧しておると、こういうことでございますので、以上、報告いたします。

○議長（武道 修司君） 町長からの行政報告が終わりました。

それでは、始めたいと思います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ただいまより議事に入ります。

日程第1. 議案第68号

○議長（武道 修司君） 日程第1、議案第68号令和4年度築上町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

本案所管分について、委員長の報告を求めます。田村厚生文教常任委員長。田村委員長。

○厚生文教常任委員長（田村 兼光君） 議案第68号令和4年度築上町一般会計補正予算（第5号）について、本予算の所管の項目について慎重に審査した結果、解体した旧小学校施設跡地に建設するストックヤードの工事費、椎田社会福祉センターの修繕に向けた基本設計を行う経費、椎田障害者福祉費、児童福祉費の昨年度実績に伴う国、県への返還金の経費が伴う経費等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

次に、塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（塩田 文男君） 議案第68号令和4年度築上町一般会計補正予算（第5号）について、本補正予算の所管の項目について慎重に審査した結果、債務負担行為として5年間包括業務委託を行うための予算、公共交通事業者に対する燃料高騰対策としての支援、補助金等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） 議案第68号令和4年度一般会計補正予算（第5号）に反対の討論を行います。

債務負担行為補正、包括業務委託予算に反対します。

反対理由は、前回の包括業務委託の反対討論でも申し上げましたとおり、私は今の地方自治体が果たすべき公的な役割を民間に投げ出す在り方を根本から転換し、住民生活を支える公的基盤の再構築が求められると考えています。

業務内容によっては、これは委託でよいのではないかという業務も含まれていますが、それでも包括ではなく、個々に最適な委託先を選ぶべきではないかと思います。特に、公益性が高く、企業の利益追求と相入れない業務を民間委託することには反対です。

現在委託している会社は、2020年4月、2021年10月に労働委員会から二度にわたる不当労働行為の救済命令を受け、1回目の命令のときは、大阪府をはじめとする府下の自治体及び京都市から、2回目のときは、業務委託自治体の守口市及び京都市において入札資格停止処分がなされた会社です。

委託先の選定に当たって、その企業が築上町住民の利益にとって最適であるという理由で選んでいるのかということに疑問を感じます。

以上、包括という委託の在り方、そして委託先の選定について賛成できないということを申し上げ、反対の討論とします。

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論を終わります。

これより議案第68号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第68号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（武道 修司君） ありがとうございます。起立多数です。よって、議案第68号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第69号

○議長（武道 修司君） 日程第2、議案第69号令和4年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について委員長の報告を求めます。田村厚生文教常任委員長。田村委員長。

○厚生文教常任委員長（田村 兼光君） 議案第69号令和4年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）について、本予算について慎重に審査した結果、石町浄水場の沈殿池の機械補修の修繕費、債務負担行為として水道事業、検針事業業務を5年間行う予算が主なものであり、包括業務委託の在り方に関して反対意見がありましたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。原案に対して反対意見のある方。池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） 議案第69号令和4年度水道事業会計補正予算について反対します。

債務負担行為、水道事業検針業務委託は、先ほどの議案第68号の討論でも述べましたように、業務委託全てに何でも反対するものではありません。しかし、委託先の選定については、先ほど述べさせていただきました理由で賛成できません。

以上が反対の理由です。

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、反対意見のある方。あ、賛成意見。失礼しました。賛成意見で、塩田議員、お願いします。

○議員（14番 塩田 文男君） 賛成意見を述べたいと思います。

先ほどの一般会計補正予算でも言おうかと迷ったんですけど、包括委託が、という話でしたけど、これ、私たち委員会でも私は意見言いました。ここは公務員の役場であって、最近是全国的に民間委託も増えております。要するに、職員を雇うより民間委託したほうが安いんだと、経費的に。もちろん、派遣会社は利益を追求します。それでも将来的にわたって人件費が安い。

全国的に保育園が民間に移行されてきて、やはり官より民のがサービスが充実しているというところの利点を活かして、包括業務という形の民間委託をやっておるわけですが、うちの町の包括委託業務の選定がということでもありましたが、私もこの会社は全く知らないところの会社で来ておりますが、プロポーザルをした結果ということを受け止めて、ここにおるわけで、包括業務がいけないということについては、そのようなことは思ってませんので、包括業務管理についての議案に反対ならば、私はこれについて賛成いたします。

○議長（**武道 修司君**） 次に、反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論を終わります。

これより議案第69号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第69号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（**武道 修司君**） ありがとうございました。起立多数です。よって、議案第69号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3. 認定第1号

○議長（**武道 修司君**） 日程第3、認定第1号令和3年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

この決算所管分について、委員長の報告を求めます。田村厚生文教常任委員長。田村委員長。

○厚生文教常任委員長（**田村 兼光君**） 認定第1号令和3年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について、本決算の所管の項目について慎重に審査した結果、認定すべきものと決定しました。

○議長（**武道 修司君**） お疲れさまでした。

次に、塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（**塩田 文男君**） 認定第1号令和3年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について、本決算について慎重に審査した結果、認定すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） お疲れさまでした。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。この決算に対して反対意見のある方。池亀議員。

○議員（**10番 池亀 豊君**） 令和3年度一般会計決算に反対する討論を行います。

令和3年度一般会計決算の八津田小学校建設事業の決算に反対します。

この事業は、一般質問でも申し上げあげましたように、国庫支出金約7億円を充当財源予定額とし、交付決定を受けた事業です。それを今年の3月になって対象面積が誤っているなどと県が指摘することは、県の重大なミスではないかと考えます。そして、新たに補助金の申請について、

申請に間に合わない時期になって言い出すことは、県の担当者の誤りだと思います。

私は、監査報告にあったように、誰でも間違いは起こり得る可能性がありますので、チェック体制、職場の環境づくりを強化し、間違いを早期に発見し、国庫支出金の予定額が減少した場合は、9,130万円の地方債を増額するなどして財源を確保するべきだと思います。

以上、間に合わない時期になって指摘された補助金を申請していなかったことを不適切な事務処理とすることに断固反対するということを申し上げ、この八津田小学校建設事業の決算に反対します。

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、反対意見のある方。宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 認定第1号に反対の立場で討論いたします。

先ほど池亀議員がおっしゃったように、予算に加えて決算は一般財源からの支出予定額が400万円から2億円以上となりました。私ども議会で本事業予算を承認したのは、一般財源からの拠出の金額が少額だったからです。約1億7,000万円にも増額した決算を認定することはできません。

さらに、7月19日付町発表資料の、防衛省等に工事未完了部分も含めて補助金実績報告書を提出したと書いてあり、説明を求めたところ、「校舎本体工事完了日、4月1日、外構工事（その1）完了日、4月6日、信号移設工事完了日、4月6日」と、担当課長が年度を超えて工事が完了したことを明確に御答弁されたにもかかわらず、厚生文教常任委員会では、新川町長は、検査報告書に対しての質問に、私の議会報告チラシを持ち出し、「4月1日、虚偽の検査ではない、虚偽を訂正してほしい」とおっしゃってくださいるので、事実の確認を行ったところ、「工事が4月1日に終了したが3月31日に終了と検査員が把握している、3月31日に終了と検査員が認識して4月1日に終了している」と書いたなどと、3月31日工事が終了と繰り返し答弁、その挙句、「検査の期日は竣工期日以外につくので、3月31日か、3月25日か、4月何日かは定かではないと申し上げたい」と答弁は迷走、もはや妄想の域でございました。

工事が完了していないのに完了検査ができるはずもございません。私は、常任委員会で町長の妄想に同調圧力を受ける課長が気の毒でしようがなかったです。

部下の過失であれば、町長が町民にわびれば済む話なのに、なぜへ理屈で迷走し、妄想を語るのでしょうか。改めて、町長に推測ではなく証拠、エビデンスをもって発言くださいと申し上げます。

そして、2款1項19節庁舎建設事業について、当初、町民の声を無視してこの場所に新庁舎建設を強行、事業スケジュール提示なしの強行な予算提案、価格競争なしの1者プロポーザル、

契約時には建設リサイクル法の法要件を満たさなかった、要求水準書に示された最低ラインの基準を満たしていないのに必要な変更契約が行われていない、全てが井勘定、以上のことから、認定第1号に反対の立場で討論いたします。

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。塩田議員。

○議員（14番 塩田 文男君） 賛成討論を行います。

人それぞれ顔も考えも違うものがありまして、いろいろな捉え方ありますが、八津田小学校の件について私たちの委員会でも審議になっていろいろやってきました。八津田小学校については、1人の職員からその課の責任、そしてトップ3人の処分という経緯を追ってやってきました。

そこで、その支出がどうかという話よりも、この決算としてそういう失敗の中の上での最終的な決算になってきました。

確かに、これが事件性があれば別なんですけど、1人の職務怠慢になった行為から勘案すれば、トップ3人の処分は私も自身の考えは甘いとは思いますが、そのうちの決算として上がってきたもので審査したわけでありまして。

よって、あと工事の云々という、それはちょっと決算に今ここで関係ないと思いましたが、それは省かせていただきますが、そういった事実があれば、虚偽がとか妄想とかがあれば、それはそれで司法なりどこなり話をすればいいことであって、私はそのようになるとは思っておりませんけれども、決算の認定でありますから、別段認定すべきものと賛成いたします。

以上です。

○議長（武道 修司君） 次に、反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） ないですね。はい、これで討論を終わります。

これより認定第1号について採決を行います。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（武道 修司君） ありがとうございます。起立多数です。よって、認定第1号については委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第4. 認定第2号

○議長（武道 修司君） 日程第4、認定第2号令和3年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会

計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

この決算について委員長の報告を求めます。田村厚生文教常任委員長。田村委員長。

○厚生文教常任委員長（田村 兼光君） 認定第2号令和3年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算について慎重に審査した結果、認定すべきものと決定しました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。この決算に対して反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論なしと認めます。

これより認定第2号について採決を行います。この決算に対し反対意見はありません。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第5. 認定第3号

○議長（武道 修司君） 日程第5、認定第3号令和3年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

この決算について委員長の報告を求めます。田村厚生文教常任委員長。田村委員長。

○厚生文教常任委員長（田村 兼光君） 認定第3号令和3年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算について慎重に審査した結果、認定すべきものと決定しました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。この決算に対して反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論なしと認めます。

これより認定第3号について採決を行います。この決算に対し反対意見はありません。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、認定第3号については委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第6 認定第4号

○議長（武道 修司君） 日程第6、認定第4号令和3年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

この決算について委員長の報告を求めます。塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（塩田 文男君） 認定第4号令和3年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算について慎重に審査した結果、認定すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。この決算に対して反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論なしと認めます。

これより認定第4号について採決を行います。この決算に対し反対意見はありません。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、認定第4号については委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第7. 認定第5号

日程第8. 認定第6号

日程第9. 認定第7号

日程第10. 認定第8号

日程第11. 認定第9号

○議長（武道 修司君） お諮りします。日程第7、認定第5号令和3年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第11、認定第9号令和3年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定については、厚生文教常任委員会への付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、認定第5号から認定第9号まで一括して委員長の報告を行うことに決定をいたしました。

それでは、認定第5号から認定第9号まで、委員長の報告を求めます。田村厚生文教常任委員長。田村委員長。

○厚生文教常任委員長（田村 兼光君） 認定第5号令和3年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算について慎重に審査した結果、認定すべきものと決定しました。

認定第6号令和3年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算について慎重に審査した結果、国民健康保険税に対して反対意見がありましたが、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定しました。

認定第7号令和3年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算について慎重に審査した結果、認定すべきものと決定しました。

認定第8号令和3年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について、本決算について慎重に審査した結果、認定すべきものと決定しました。

認定第9号令和3年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について、本決算について慎重に審査した結果、認定すべきものと決定しました。

○議長（武道 修司君） どうもお疲れさまでした。

委員長報告が終わりました。

それでは、日程第7、認定第5号令和3年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定につ

いてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これでは質疑を終わります。

これより討論を行います。この決算に対して反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論なしと認めます。

これより認定第5号について採決を行います。この決算に対し反対意見はありません。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、認定第5号については委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第8、認定第6号令和3年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。この決算に対して反対意見のある方。池亀議員。

○議員（**10番 池亀 豊君**） 令和3年度国民健康保険特別会計決算に反対する討論を行います。

物価高が生活を直撃しています。重い負担となっている高い国民健康保険税を少しでも引き下げるべきだということを申し上げ、高い国民健康保険税による歳入決算に反対します。

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） ありませんね。これで討論を終わります。

これより認定第6号について採決を行います。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

[賛成者起立]

○議長（武道 修司君） ありがとうございます。起立多数です。よって、認定第6号は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第9、認定第7号令和3年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。この決算に対して反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（武道 修司君） これで討論なしと認めます。

これより認定第7号について採決を行います。この決算に対し反対意見はありません。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、認定第7号については委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第10、認定第8号令和3年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。この決算に対して反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（武道 修司君） これで討論なしと認めます。

これより認定第8号について採決を行います。この決算に対し反対意見はありません。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、認定第8号については委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第11、認定第9号令和3年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。この決算に対して反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論なしと認めます。

これより認定第9号について採決を行います。この決算に対し反対意見はありません。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、認定第9号については委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第12. 議案第70号

日程第13. 議案第71号

日程第14. 議案第72号

○議長（**武道 修司君**） お諮りします。日程第12、議案第70号築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第14、議案第72号農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の制定については、総務産業建設常任委員会への付託案件であり、一括して委員長の報告を求めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第70号から議案第72号までを一括して委員長の報告を行うことに決定をいたしました。

それでは、議案第70号から議案第72号まで委員長の報告を求めます。塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（塩田 文男君） 議案第70号築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本条例は人事院規則が改正されたことに伴い育児休業緩和に伴う関連規定を改めるため条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第71号築上町議会議員及び築上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本条例は公職選挙法施行の一部を改正する政令の施行に伴い、選挙運動に関わる選挙運動用自動車の燃料代、ビラ作成、ポスター等作成の経費について、物価変動により単価を見直すものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第72号農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の制定について、本条例は土地改良法の規程に基づき土地改良事業の施行に関わる地域内にある土地に特別徴収金の徴収に関して定めるものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

委員長の報告が終わりました。日程第12、議案第70号築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。原案に対して反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論なしと認めます。

これより議案第70号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第70号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第70号については委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第71号築上町議会議員及び築上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。原案に対し反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論なしと認めます。

これより議案第71号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第71号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第71号については委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第72号農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。原案に対して反対意見のある方。宗議員。

○議員（**4番 宗 晶子君**） 議案第72号に反対の立場で討論いたします。

この条例の本質、特別徴収金に関して反対するものではございませんが、この条例では延滞金がかかるのは納付期日の翌日から差押え日の前日となり、このような条例はほとんどの自治体にも、築上町の他の条例にもございません。他自治体また本町の他の条例とも整合性を取るべきであると考えます。

さらに、私が地方自治法に基づいて質疑を、質問させていただきましても、本町はオリジナルでよいという内容の答弁ばかりで、法務の知識のかけらすら感じられませんでした。延滞金特例割合についても知識がないとしか考えられず、もはや常識を疑う情けない条例提案です。このような支離滅裂な条例を私は町民に説明することができません。

以上の点から、反対の立場で討論いたします。

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。塩田議員。

○議員（**14番 塩田 文男君**） これは結構議論になっておりましたけれども、この条例、築上町が今回出した条例が問題があれば問題です。問題がなければ問題ない。オリジナルと言われた

らオリジナル、それでいいと思います。賛成です。

○議長（武道 修司君） 次に、反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論を終わります。

これより議案第72号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第72号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（武道 修司君） ありがとうございました。起立多数です。よって、議案第72号については委員長報告のとおり可決されました。

日程第15. 議案第73号

○議長（武道 修司君） 日程第15、議案第73号築上町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について委員長の報告を求めます。田村厚生文教常任委員長。田村委員長。

○厚生文教常任委員長（田村 兼光君） 議案第73号築上町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、本条例は水道法の一部改正に伴い指定工事店の指定を新規で受ける場合は、従来は無制限で更新なしでありましたが、5年での更新制に改めるため条例を一部改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（武道 修司君） どうもお疲れさまでした。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。原案に対して反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論なしと認めます。

これより議案第73号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第73号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第73号については委員長報告のとおり可決されました。

日程第16. 議案第74号

○議長（**武道 修司君**） 日程第16、議案第74号町道路線の変更についてを議題といたします。
本案について委員長の報告を求めます。塩田総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（**塩田 文男君**） 議案第74号町道路線の変更について、本案は調査により利用されていない路線が認定されていたため、現状利用されている道路に路線を変更するものであり、原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。
以上です。

○議長（**武道 修司君**） お疲れさまでした。
これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。
これより討論を行います。原案に対して反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論なしと認めます。
これより議案第74号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。この議案第74号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第74号については委員長報告のとおり可決されました。

日程第17. 議案第75号

○議長（**武道 修司君**） 日程第17、議案第75号町道路線の廃止についてを議題といたします。
本案について委員長の報告を求めます。塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（**塩田 文男君**） 議案第75号町道路線の廃止について、本案は調査により道路管理上支障があるべき路線9か所が確認されたため、路線を廃止するものであり、原

案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。原案に対して反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論なしと認めます。

これより議案第75号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第75号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第75号については委員長報告のとおり可決されました。

日程第18. 議案第77号

○議長（武道 修司君） ここで追加議案です。

お諮りします。日程第18、議案第77号工事請負契約の締結についてを、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号については、委員会付託を省略し、本日即決することに決定をいたしました。

日程第18、議案第77号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 議案第77号工事請負契約の締結について。

町宮峯原第1団地外壁等改修工事（1種棟・集会所ほか）について、次のように工事請負契約を締結するものとする。

令和4年9月20日提出、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第77号は工事請負契約の締結でございます。本工事請負は、町営住宅第1団地の外壁等改修工事第1種棟と、それから集会所ほかでございます。

令和4年8月30日に条件付一般入札を行いまして、5者の入札がございました。結果は、別紙入札結果表のとおりでございます。

大浜建設工業株式会社が、消費税込みで5,903万7,000円で落札をし、現在仮契約をしているものでございます。

なお、工事の概要は1種棟の屋根改修工事一式ということで、外壁劣化部分補修、防水、それから塗装工事、一部アスベスト除去を含むものでございます。

それから、集会所は屋根改修工事一式ということで、外壁劣化部分補修、防水、塗装工事ということで、大体同等の工事を行うものでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願いします。

○議長（武道 修司君） これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第77号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。議案第77号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

日程第19. 常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（武道 修司君） 日程第19、常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

それぞれの常任委員会委員長から閉会中の継続調査の申出がありましたので、これを許可したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、それぞれの常任委員会委員長の申出のと

おり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

○議長（**武道 修司君**） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

町長から挨拶の申出がありますので、これを許します。新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 議員の皆様には、9月5日から16日間慎重審議をしていただきまして、議案全て可決をいただきました。そしてまた、決算においては全ての会計、認定をいただきまして大変ありがとうございました。

今から季節も大分暑さもしのげるようになりまして、もうすぐ12月までには、今度は向寒の候に向かいますので、皆さんにおきましては御自愛いただきながら、体にくれぐれも御注意をしていただきながら、健康を保っていただきたいと思います。

そしてまた、町政に対してもいろんな御助言等を頂きながら、私ども邁進してまいりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げまして挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（**武道 修司君**） これで、令和4年第3回築上町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時54分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員